

公園等樹木剪定業務に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される業務委託契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

(業務計画書の提出)

第2条 受注者は、この契約締結後5日以内に仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、業務計画書の再提出について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは、「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

5 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(作業内容)

第3条 業務に当たっては、この特約に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書（質問回答書を含む。）及び「公園等樹木管理業務共通仕様書」などの各種指針・仕様書等並びに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

2 作業箇所及び作業時期は発注者から受注者へ指示する。

(前金払)

第4条 受注者は、請負代金額が2,000,000円以上について、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、前払金をこの契約の履行に係る経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金の不払に対する受注者の業務中止)

第5条 受注者は、発注者が前条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面によ

り、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(前払金があった場合の解除に係る措置)

第6条 第29条第1項の規定により読み替えて適用する第22条の場合において、特約第4条の規定による前払金があったときは、同項の規定により読み替えて適用する第22条の完了部分に対する契約代金相当額から当該前払金の額を控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者に返還しなければならない。

(検査)

第7条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に業務報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。
- 3 前項の検査に合格しなかったときは、受注者は、遅滞なく修正を行い、再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日については、同項の規定を準用する。
- 4 第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査及び前項の修正に要する費用は、全て受注者の負担とする。